

大阪府における地方独立行政法人評価委員会の 運営及び評価の基本的な考え方

平成25年6月10日

この「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）は、全庁的な均衡を図る観点から、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年3月30日大阪府条例第2号）第2条の表の下欄に掲げる地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の運営や評価を実施するに当たっての基本的考え方を示すものである。

それぞれの評価委員会においては、この基本的な考え方を標準に、運営規程及び評価に関する必要な事項を定めるものとする。

I 評価委員会の主な役割

（1）各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）の実施

中期計画に定められた各項目の実施状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について総合的な評価を行う。

（2）中期目標に係る業務実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）の実施

中期目標に掲げられた各項目の達成状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について総合的な評価を行う。

（3）評価結果の通知・報告・公表等

（1）、（2）の結果を法人に通知し、必要に応じ改善勧告を行う。これらの事項については、知事に報告するとともに、公表する。

（4）中期目標期間終了時の検討を行うに当たっての意見表明

中期目標期間終了時において、知事が法人業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行う際に、意見を述べる。

（5）その他知事からの意見聴取事項に対する意見表明

地方独立行政法人法に定められた、知事から意見を求められる事項に対して意見を述べる。

II 評価委員会の運営

（1）運営の基本方針

- ① 業務実績の評価は、法人の公共性及び透明な業務運営を図る観点から行う。
- ② 評価委員会においては、「Ⅲ 評価について」を標準に評価の進め方、方法等を決定する。
- ③ 評価委員会の会議は公開を原則とする。
- ④ 議事要旨及び会議資料を公表する。

（2）運営規程

評価委員会においては、「（1）運営の基本方針」を踏まえ、別添「運営規程（例）」を標準に運営規程を決定する。

Ⅲ 評価について

1 評価委員会の基本姿勢

- ① 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。
- ② 府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。
- ③ 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて意見を表明する。

2 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度終了後3か月以内に当該事業年度における業務実績を明らかにし、自己評価を記載した報告書を評価委員会に提出する。また、中期目標期間後には、当該中期目標期間の業務実績について報告書を提出する。

報告書の様式は、各事業年度に係るものは別表1を、中期目標期間に係るものは別表2を標準とする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえ業務実績を調査分析し、「3 評価の方法」に基づき総合的な評価を行う。評価結果は、知事が9月定例府議会に報告できるように決定する。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申し立ての機会を付与する。

3 評価の方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 事業年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

①法人による自己評価・自己点検

事業の実施状況について、別表3に掲げる基準に基づき法人が自己評価・自己点検を行う。

②項目別評価（小項目評価）

評価委員会において、法人が行った自己評価・自己点検について検証、評価または進捗状況の確認を行い、別表4に掲げる基準に基づき評価を行う。

③項目別評価（大項目評価）

評価委員会において、小項目評価の結果及び特記事項の記載を踏まえ、別表5に掲げる基準に基づき評価を行う。

④全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式による総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

①項目別評価（大項目評価）

評価委員会は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、別表6に掲げる基準に基づき評価を行う。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

4 評価結果の活用

- ① 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改善に取り組む。
- ② 知事は、法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可を行う際には、当該中期目標期間の評価結果等を活用する。
- ③ 評価委員会は、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して意見を述べる際には、当該中期目標期間の評価結果等を踏まえる。

5 目標・計画を策定する際の留意点

目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫する。

6 その他

この基本的な考え方については、制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。

7 経過措置

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成25年4月1日改正)の改正前の規定に基づき、この基本的な考え方の施行の日以前に大阪府地方独立行政法人評価委員会で決定された年度評価の考え方については、中期目標期間中の評価の統一性を図る観点から、評価を実施する際の基準として引き続き使用することができる。

IV 中期目標期間の終了時の検討を行うに当たっての意見表明について

知事が中期目標期間終了時の検討を行うに当たって、評価委員会の意見を聴かなければならないとされているのは、客観性・専門性を有する評価委員会の意見を検討に活かす趣旨である。

したがって、評価委員会は、この趣旨を踏まえて意見を表明する。

V その他知事からの意見聴取事項に対する意見表明について

評価委員会は、専門性及び実践的な知見を踏まえ、中立性・公正性を確保し、法人運営の健全性を客観的に担保する観点から意見を表明する。

別表 1

〇〇事業年度にかかる業務の実績に関する報告書

〇〇年〇〇月

地方独立行政法人〇〇

(法人の概要)

(項目別の状況)

大項目

中期目標

中期計画	年度計画	法人の自己評価		委員会評価	
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・ 評価のコメント等

(短期借入金の限度額)

中期計画	年度計画	実績

(重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画)

中期計画	年度計画	実績

(剰余金の使途)

中期計画	年度計画	実績

別表2

第〇期中期目標期間事業報告書

第〇期（ 年 月 日～ 年 月 日）

〇〇年〇〇月

地方独立行政法人〇〇

中期目標	中期計画	
		【実績】
		【特に成果があった取組み等】
		【今後の取組み】

別表 3

法人による自己点検・評価における評価基準	
V	年度計画を大幅に上回って実施している。
IV	年度計画を上回って実施している。
III	年度計画を順調に実施している。
II	年度計画を十分に実施できていない。
I	年度計画を大幅に下回っている。

別表 4

小項目評価における評価基準	
V	年度計画を大幅に上回って実施している。
IV	年度計画を上回って実施している。
III	年度計画を順調に実施している。
II	年度計画を十分に実施できていない。
I	年度計画を大幅に下回っている。

別表 5

年度評価の際の大項目評価における評価基準	
S	特筆すべき進捗状況。
A	計画どおり。
B	おおむね計画どおり。
C	計画を十分に実施できていない。
D	重大な改善事項あり。

別表 6

中期目標期間評価の際の大項目評価における評価基準	
S	特筆すべき達成状況。
A	目標どおり達成。
B	おおむね目標どおり達成。
C	目標を十分には達成できていない。
D	法人の組織、業務等に見直しが必要。

大阪府地方独立行政法人〇〇評価委員会運営規程（例）

大阪府地方独立行政法人〇〇評価委員会決定

（目的）

第1条 大阪府地方独立行政法人〇〇評価委員会（以下「委員会」という。）の運営については、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、条例第11条の規定に基づき、この運営規程において必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会は、委員〇人で組織する。

（専門委員）

第3条

2 委員会に専門委員〇人を置くことができる。

3 専門委員は、委員長の求めに応じて委員会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（文書による意見の開陳）

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を開陳することができる。

（意見の聴取）

第5条 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聞くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができるものとする。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第7条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

（部会）

第9条 委員会に、次の部会を置く。

一 □□部会

二 △△部会

2 第3条から第7条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」に、「委員長」とあるのは「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 この運営規程に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（部会の議決事項）

第10条 条例第7条第5項において規定する部会の決議をもって評価委員会の決議とすることができる事項については、次（別表）のとおりとする。

（視察、現地調査等の実施）

第11条 委員長は、評価等に資するものと認めるときは、視察、現地調査その他の必要な活動の実施を決定することができる。

附則

この運営規程は、平成 年 月 日から施行する。